

記入例

令和 6 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

職員番号：所属コード：
松江税務署所属名：
税務署長
松江市
市区町村長

給与の支払者の名称（氏名）
松江市病院事業管理者 病院長 入江 隆

給与の支払者の法人（個人）番号
3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 1 | 6

給与の支払者の所在地（住所）
島根県松江市乃白町 3 2 番地 1

（フリガナ）
あなたの氏名
マツエ タロウ

あなたの生年月日
4 2 年 2 月 2 日

世帯主の氏名
島根 一郎

あなたの住所又は居所
（郵便番号 6 9 0 - 8 5 4 0）
島根県松江市末次町 1

配偶者の有無
有 無

あなたとの続柄
義父

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等

（フリガナ）
氏名

個人番号

令和 6 年中の所得の見積額

非居住者である親族

住所又は居所

異動月日及び事由

源泉控除対象配偶者（注1）

マツエ ハナコ
松江 花子

833,800 円

本人と同じ

控除対象扶養親族（16歳以上）（平21. 1. 1以前生）

1
マツエ シロウ
松江 一郎

0 円

本人と同じ

R6.4.1就職

2
マツエ サブロー
松江 三郎

0 円

本人と同じ

3
シマネ イチロウ
島根 一郎

200,000 円

本人と同じ

4
マツエ ヨシコ
松江 美子

300,000 円

本人と同じ

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

障害者

本人

同一生計配偶者（注2）

扶養親族（1人）

寡婦

障害者又は勤労学生の内容

異動月日及び事由

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

氏名

あなたとの続柄

生年月日

住所又は居所

控除を受ける他の所得者

異動月日及び事由

住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平21. 1. 2以後生）

氏名

個人番号

あなたとの続柄

生年月日

住所又は居所

控除対象外国扶養親族

令和 6 年中の所得の見積額（※）

異動月日及び事由

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

氏名

個人番号

の続柄

生年月日

住所又は居所

所得の見積額（※）

区分

異動月日及び事由

①源泉控除対象配偶者について

・職員本人の所得の見積額が 900 万円を超える場合は、A 欄に配偶者を記載することはできません。

・「0～95 万円以下」の所得の見積額を記入してください。給与収入の場合、**所得＝給与収入－控除額（55 万円）**です。年間の給与収入が 150 万円を超える人は所得が 95 万円を超えるため該当しません。

②控除対象扶養親族について

・年齢 16 歳以上（平 21. 1. 1 以前生）の扶養親族を記入します。

・取消の場合は赤色のペンで二重線を引き、異動事由を記載してください。

・扶養親族が年齢 19 歳以上 23 歳未満（平 14. 1. 2～平 18. 1. 1 生）の場合、「**特定扶養親族**」に✓を入れます。

・扶養親族が年齢 70 歳以上（昭 30. 1. 1 以前生）の場合、次のいずれかに✓を入れます。

（1）その人が職員または職員の配偶者の直系親族で同居を常況として
いるとき…「同居老親等」

（2）その人が（1）に該当しない場合…「その他」

・年金収入の場合、**所得＝年金収入－控除額**（65 歳以上：110 万円、65 歳未満：60 万円）です。見積額の横に「（年金）」と記載してください。年間の年金収入が 65 歳以上で 158 万円、65 歳未満で 108 万円を超える人は該当しません。

③障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生について

・この欄は年齢 16 歳未満（平 21. 1. 2 以後生）の扶養親族も対象となります。

・職員または配偶者が障がい者の場合は該当の欄に✓を、それ以外の扶養親族の場合は該当の欄に✓と人数を記入します。

・職員が寡婦、ひとり親、勤労学生の場合は該当の欄に✓を入れます（申告書裏面参照）。

④他の所得者が控除を受ける扶養親族等について

・他の所得者が控除を受けている場合、その内容について記入してください。

⑤住民税に関する事項について

・年齢 16 歳未満（平 21. 1. 2 以後生）の扶養親族を記入します。令和 6 年中に出生した子等を追加する場合、**必ず朱書きし、マイナンバー提供書を提出してください**。個人番号は直接記入しないでください。

・退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払いを受ける配偶者（生計を一にする配偶者で、令和 6 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が 133 万円以下であるものに限る）又は扶養親族について記載します。

○扶養対象者を追加した場合、その方のマイナンバーの提出が必要です。
申告書には直接記入せず、別途「マイナンバー提供書」を提出してください。

○給与所得と年金所得がある方は、所得の計算の際、注意が必要です。
（給与所得控除後の金額＋公的年金等の所得控除後の金額－10 万円）

※「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」裏面の【所得金額調整控除の額の計算方法】の②をご覧ください。